

基本点数

保護者の状況		1週当たり勤務日数	1日の勤務時間 (休憩時間含む)	点数		証明書類
				父	母	
①	家庭外 労働	週平均6日以上	7時間以上	20	20	<雇用者の場合>就労（内定）証明書 <自営業等の場合>就労（内定）証明書、就労状況申告書、直近の確定申告書Bのコピー※就労内定の場合は、最近3か月の就労実績が記入された就労証明書を入所後に提出すること
			6時間以上	19	19	
			5時間以上	18	18	
			5時間未満	17	17	
		週平均5日	8時間以上	20	20	
			7時間以上	19	19	
			6時間以上	18	18	
			5時間以上	17	17	
		週平均4日	5時間未満	16	16	
			8時間以上	19	19	
			7時間以上	18	18	
			6時間以上	17	17	
	週平均3日以下	5時間未満	15	15		
		8時間以上	18	18		
		7時間以上	17	17		
		6時間以上	16	16		
	家庭内 労働	週平均6日以上	5時間未満	14	14	
			7時間以上	19	19	
			6時間以上	18	18	
			5時間以上	17	17	
		週平均5日	5時間未満	16	16	
			8時間以上	19	19	
			7時間以上	18	18	
			6時間以上	17	17	
週平均4日		5時間未満	15	15		
		8時間以上	18	18		
		7時間以上	17	17		
		6時間以上	16	16		
週平均3日以下	5時間未満	14	14			
	8時間以上	17	17			
	7時間以上	16	16			
	6時間以上	15	15			
②	求職中（3ヶ月のみ）		3	3	誓約書	
	出産（産前産後8週間）		18	18	母子健康手帳	
	育休中		3	3		
	疾病	入院（1月以上）	20	20	診断書	
		常時臥床	20	20		
		上記以外	12	12		
	障がい	身体障害者手帳1級, 2級	20	20	身体障害者手帳等	
		精神障害者手帳1級				
		療育手帳 A1, A2				
		身体障害者手帳3級	16	16		
		精神障害者手帳2級, 3級				
	療育手帳 B1					
同居親族（長期入院等している親族を含む）の看護	入院等付き添い（常時必要）	18	18	診断書、事実申立書		
	居室内での介護及び看護を常態とする場合	16	16	身体障害者手帳等又は診断書、事実申立書		
	上記以外	12	12			
就学	就労のための各種学校	16	16	在学証明書、授業カリキュラム等		
自宅の災害（災害復旧に要する時間を基に、家庭外労働の基準に準じる。）		～20	～20	事実申立書、り災証明書		
その他明らかに監護に当たれないと認められる場合		～20	～20	事実申立書		
		A	B	C ※AかBのどちらか低い方		

※Cが0点の場合は、入所申込できません。

※基本点は、一番点数の高いものを一つだけ選んでください。

※状況が変わったら、その都度再認定を実施してください。

【加算・減算項目】

番号	状況	指数
1	ひとり親家庭等（離婚調停中も含む）、単身赴任中 ※校区内に祖父母がいない場合のみ	+10
2	入所を希望する児童が1年生である。	+8
	入所を希望する児童が2年生である。	+6
	入所を希望する児童が3年生である。	+4
	入所を希望する児童が4年生である。	+2
	入所を希望する児童が5、6年生である。	0
3	入所を希望する児童が心身障害者である。	+2
4	生活保護受給者	+2
5	特別な配慮（社会的養護等）が必要な児童	+6
6	生計中心者の失業	+8
7	育休復帰の世帯	+4
8	基本点数の①と③の両方で該当する項目がある場合	+2
9	保護者の帰宅時間が、16時前である。	-2
10	基本点数Cの根拠となった保護者の通勤・通学時間が、片道1時間以上である。	+1
11	65歳未満の一定の条件(※1)を満たさない人と同居等(※2)している。	-10
	65歳以上の一定の条件(※1)を満たさない人と同居等(※2)している。	-5
12	留守家庭を理由に区域外、校区外通学をしている児童で、一定の条件(※1)を満たさない人の家に帰宅する。	-4
13	申請書類に虚偽の申し出が発覚した場合※3	-20
	※1 一定の条件とは基本点数①～③に準ずる。また、証明書類も同様のものを添付する。 ※2 同居等とは、同居または敷地内・隣に居住している場合を指します。 ※3虚偽の申し出が発覚した場合は、発覚時点で認定をしないします。	D

総得点	C+D
-----	-----

※C+Dが0点以下の場合、入所申込できません。

総得点と同じ場合の優先順位	
1	児童の面倒を見ることができる同居者がいない場合
2	ひとり親家庭(母子・父子・両親不在)
3	両親のいずれかが単身赴任・入院により不在
4	低学年順
5	保護者が保育所・学童保育所に勤務している場合
6	保護者の帰宅時間の遅い順
7	午後1時以降の就労時間の長い順
8	1ヶ月の就労日数の多い順
9	1ヶ月の総労働時間の多い順